

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 108 号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和 50 年岩手県規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(在職証の交付)</p> <p>第 7 条 任命権者は、勤続期間<u>6</u>月未満の者が退職するときは、岩手県職員在職証（様式第 7 号。以下「在職証」という。）をその者に交付しなければならない。</p> <p>(受給資格者証等の提出)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 新任命権者は、前項の規定により受給資格者証又は<u>在職証</u>を提出した者が勤続期間<u>6</u>月未満で退職するときは、当該受給資格者証又は<u>在職証</u>をその者に返付しなければならない。</p> <p>(受給資格者証等の再交付)</p> <p>第 22 条 受給資格者又は勤続期間<u>6</u>月未満で退職した者は、受給資格者証又は<u>在職証</u>を滅失又は損傷した場合においては、任命権者にその旨を申し出て受給資格者証又は<u>在職証</u>の再交付を受けることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(在職証の交付)</p> <p>第 7 条 任命権者は、勤続期間<u>12</u>月未満の者が退職するときは、岩手県職員在職証（様式第 7 号。以下「在職証」という。）をその者に交付しなければならない。</p> <p>(受給資格者証等の提出)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>2 新任命権者は、前項の規定により受給資格者証又は<u>在職証</u>を提出した者が勤続期間<u>12</u>月未満で退職するときは、当該受給資格者証又は<u>在職証</u>をその者に返付しなければならない。</p> <p>(受給資格者証等の再交付)</p> <p>第 22 条 受給資格者又は勤続期間<u>12</u>月未満で退職した者は、受給資格者証又は<u>在職証</u>を滅失又は損傷した場合においては、任命権者にその旨を申し出て受給資格者証又は<u>在職証</u>の再交付を受けることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当の支給等に関する規則の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。